

社会福祉法人清泉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 清泉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21項の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 定款第8条及び第21条に定める通り、監事に対してのみ報酬等を支給し、理事、及び評議員に対しては報酬を支給しないものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については下記に定める額

監事

決算書の監事監査の実施 1回3,000円

監査への出席 1回3,000円

上記の他、法人及び施設業務のための出勤・研修 1回3,000円

(2) 役員等が職務のために出張をしたときは、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。ただし算出は、職員旅費規定に基づく。

(報酬等の支給方法)

第4条 前条監事に対する報酬は、当該業務に出席した都度支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(附則)

この規定は、平成29年6月17日から施行する。